令和８年１１月１６日
八代市住宅課

建設型応急住宅の入居者４次募集について

１．募集する団地

（仮称）大還児童公園内仮設団地　八代市鏡町両出１２７０－１

木造	２ＤＫ（平屋）	３ＤＫ（平屋）	２ＤＫ（２階建）
戸数	１２戸	３戸	４戸
面積	約３１㎡	約４２㎡	約４６㎡（予定）
世帯人員	１～２人用	２人以上	２人以上

（仮称）やまびこ公園内仮設団地　八代市興善寺町７４

木造	２ＤＫ（平屋）	３ＤＫ（平屋）	２ＤＫ（２階建）
戸数	３１戸	１０戸	１０戸
面積	約３１㎡	約４２㎡	約４６㎡（予定）
世帯人員	１～２人用	２人以上	２人以上

（仮称）西宮町仮設団地　八代市西宮町１３０６－１

木造	１ＤＫ（平屋）	２ＤＫ（平屋）	２ＤＫ（２階建）
戸数	２２戸	８戸	１５戸
面積	約２８㎡	約４０㎡	約４６㎡
世帯人員	１～２人用	２人以上	２人以上

【重要】り災証明書について

建設型応急住宅への入居申込みは、り災証明書により住家の被害状況を確認します。

り災証明書の発行を受けていない場合は、住家の外観の写真（建物の傾斜や基礎の損壊などがわかるよう撮影）をお持ちいただき、窓口でご相談ください。

２．応募条件（いずれにも該当）

（１）　令和８年熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和８年７月２８日発生）において、八代市に居住する方

（２）　当該災害により次の要件のいずれかを満たす方

① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方

② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方

③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等

を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方

④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

（３） 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方

（４） 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

（５） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でない方

３．選定方法

以下の世帯については優先して選定することとします。

※応募状況により、ご希望に添えない場合があります。

優先順位	世帯の内容
1) 最も優先度が高い世帯	・75 歳以上の高齢者だけで構成される 2 人以上の世帯 ・身体障害者手帳１級又は２級の方がいる世帯 ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳１級の方がいる世帯 ・高齢者・障害者（児）がいて家族介護が必要と市町村が認める世帯
2) 1)の次に優先度が高い世帯	・3 歳以下の乳幼児又は妊婦のいる世帯
3) 1),2)の次に優先度が高い世帯	・中学生以下の子供が３人以上いる世帯
4) 1),2),3)の次に優先度が高い世帯	・75 歳以上の高齢者がいる世帯

４．入居時期

令和８年１２月下旬を予定しています。詳細は入居決定通知書によりお知らせします。

５．応募期間（受付順ではありません）

令和８年１１月１６日（月）～１１月２７日（金）**（必着）**

９：００～１１：３０ 、１３：００～１５：３０

※土曜日・祝日（２１日、２３日）の窓口は休み。

日曜日（２２日）は受け付けます。

６．応募方法

申請方法は、「オンライン（スマートフォン等）」と「窓口への持参」の２種類があります。

（１）オンライン（LoGo フォーム）での申し込み

お手持ちのスマートフォン等で以下のＱＲコードを読み取り、専用フォームからお申し込みください。

※「り災証明書」や「本人確認証」などの必要書類は、スマートフォンで撮影した写真データをフォーム内でアップロード（添付）して提出できます。

（URL）https://logoform.jp/form/zis6/1901302

（２）窓口へ持参される場合の申し込み

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、以下の窓口に持参し、お申し込みください。

【窓口】八代市役所　本庁１階　多目的ホール（八代市松江城町１－２５）

●提出書類・添付資料

①建設型応急住宅入居申請書

②り災証明書（コピー可）、写真（建物全体と損壊部分がわかる外観の写真）

③本人確認証

④以下のいずれかの申請書等 ⇒上記２「応募条件」の（２）②に該当する場合

・受付済みの「公費解体の申込書」

・自宅を解体することがわかる契約書の写し

・公費解体・撤去に関する申請書

⑤その他必要な書類（障害者手帳、介護保険証等の写し）

７．その他入居の条件

① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から２年以内です。

② 家賃は必要ありません。

③ 駐車場は１世帯１台分です。

④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

【お問い合わせ先】
八代市役所　住宅課　市営住宅係　０９６５－３３－４１２２